

特定非営利活動法人 ふぐ食応援大使の会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ふぐ食応援大使の会と称し、英文では The Non-Profit Organization FUGU Food Cheering Ambassador Association と表示し、略称を「FCAA」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都台東区上野六丁目14番1号 さんともに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民および来日される人々に対して、ふぐ食文化の継承と発展を図るため、様々な業界の人々と文化交流を推進し、技術研究並びに人材育成を行い、ふぐ食の普及活動によりふぐ食文化を支える地産地消および食育を応援し、科学的に安全なふぐ食文化の振興を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 科学技術の振興を図る活動
- (7) 経済活動の活性化を図る活動
- (8) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (9) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) ふぐ食文化、技術に関する調査研究並びにその促進事業
- (2) ふぐ食の普及と進歩発展のための料理人教育事業
- (3) ふぐ食応援大使及びふぐ食応援サポーター制度の推進に関する事業
- (4) 食育に関する事業
- (5) 地産地消の支援に関する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 准会員 業界を問わず、この法人の事業に補助的に参加するために入会した個人(ふぐ食応援サポーターと称する)
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人
- (4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者

(入会)

第7条 会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的及び事業について正しく理解している者。
 - (2) 本会の活動に協力できるものであること。
 - (3) 営利目的に利用しないこと。
 - (4) 所定の入会金および年会費を納めること。
- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書を理事長に提出しなければならない。
 - 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を本人に通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員、准会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納し、催促に対する回答がないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人～20人
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。
 - 3 専務理事、常務理事及び常任理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 専務理事、常務理事及び常任理事は理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。但し、この法人と理事長との間で利益が相反する業務または双方代理となる業務を行うときは、理事会において選任した他の理事が、法人を代表する者としてその業務を執行する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 専務理事、常務理事及び常任理事は理事長の定めた職務を行う。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16 条 役員任期は 2 年とする。但し、再任を妨げないものとする。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び参与)

第 20 条 この法人に顧問及び参与を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 ふぐ食応援リーダーは顧問の中から理事長が委嘱する。
- 4 顧問及び参与は、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 顧問及び参与の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 21 条 この法人に、会長及び副会長を各1名置くことができる。

- 2 会長及び副会長は顧問から理事会で推薦され、総会で承認する。
- 3 会長はこの団体及びふぐ食応援リーダーを統裁する。
- 4 副会長は、会長を補佐して、業務を処理し、会長が職務を行うことができなくなったときは、その職務を代行する。
- 5 会長・副会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。
- 6 会長・副会長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 7 前項の規定にかかわらず、総会で後任の会長・副会長が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸張する。

(名誉総裁、特別顧問、名誉会長及び名誉理事長)

第 22 条 この法人に名誉総裁、特別顧問、名誉会長及び名誉理事長を置くことができる。

- 2 名誉総裁及び特別顧問は理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 名誉会長及び名誉理事長は、同職経験者の中から特に本会に功労のあった者の中から理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

(相談役)

第 23 条 この法人に相談役を2名まで置くことができる。

- 2 相談役は理事経験者の中から理事長が指名し、理事会で承認を得る。
- 3 相談役は理事会の諮問に応じる。
- 4 相談役は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 5 相談役の任期は、その就任時の理事長の任期満了時までとする。

(職員)

第 24 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

第5章 総会

(種別)

第 25 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構成)

第 26 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 27 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 資産の管理の方法
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 53 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 解散における残余財産の帰属
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 28 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 29 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 30 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 31 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 32 条 総会における議決事項は、第 29 条第 3 項の規定によって、あらかじめ

通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(表決権等)

第 33 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
又は双方向性と即時性の確保された情報端末の使用により総会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条、次条第 1 項及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 34 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面による表決者、電子メールによる表決者、情報端末の使用による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人が記名押印又は署名しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 35 条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 36 条 理事会は、この定款で定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 37 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権等は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の理事を代理人とし表決を委任することができる。
又は双方向性と即時性の確保された情報端末の使用により理事会に参加し、表決することができる。
- 3 前項の規定により表決又は委任した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面による表決者、電子メールによる表決者、情報端末の使用による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第44条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第45条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第46条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第47条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第48条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第49条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第 50 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 51 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 52 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 53 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 項の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 56 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）し

たときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第 10 章 雑則

(規則及び細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な規則及び細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	亀井一洋
副理事長	真貴田雄一
同	岡本力三
理事	見原 宏
同	前田若男
同	矢向 剛
同	小倉秀夫
同	市川 忠
同	菊本 肇
同	辻田一美
同	石川 昭
監事	小野晶史
同	朝倉康明

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 6 月 30 日までとする。

- 4 この法人の設立当初の名誉総裁は、次に掲げる者とする。
名誉総裁 高橋英一
- 5 この法人の設立当初の会長・副会長の任期は、第 21 条第 6 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 4 年 6 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 48 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 7 この法人の設立当初の事業年度は、第 52 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日からその事業年度末までとする。
- 8 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	・ 入会金	10,000 円	・ 年会費	12,000 円
(2) 准会員	・ 入会金	0 円	・ 年会費	5,000 円
(3) 賛助会員 (法人)	・ 入会金	0 円	・ 年会費	30,000 円以上 (1 口 10,000 円×3 口以上)